

さぬき市長 殿

申請年月日 年 月 日

東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書兼請求書

さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、移住支援金の交付を申請（請求）します。なお、本申請の審査を受けるに当たり、市長が世帯の状況及び世帯構成員の市税等の納付状況について調査することを承諾します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯区分	単身世帯		2 人以上の世帯		
2 人以上世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）			人	左記の家族の人数のうち 18 歳未満の人数	人
移住支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口	起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙 1 「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙 2 「さぬき市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から 5 年以上継続してさぬき市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
（テレワークの場合のみ記載） さぬき市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） さぬき市の【支給対象者となる関係人口要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない
（関係人口の場合のみ記載） さぬき市の【地域の労働力及び担い手確保の要件】に該当する。	A 該当する	B 該当しない

※ 各種確認事項の B に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

(裏)

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区内の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区内への在勤履歴

期間 (年月日～年月日)	就業先名称	就業先所在地

※東京 23 区内への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象とならない場合があります。(移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区以外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は、原則として要件を満たしません。)

※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、② 31 日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

6 (東京 23 区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区内への通学履歴

期間 (年月日～年月日)	通学先名称	通学先所在地

7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署		
所在地	〒	
勤務先部署に行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 ()	
勤務先部署からの通勤手当の支給の有無	有 ・ 無	

8 振込先金融機関口座

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めてお書きください。)	(フリガナ)
				口 座 名 義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7 桁)」(通帳見開き下部に記載) をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

請求日	年 月 日	請求額	円
-----	-------	-----	---

別紙 1

さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査を市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 次の場合には、さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満のうちに県外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合：半額
 - (4) 申請者が要綱に定める就業に関する要件を満たして移住支援金の交付を受けた場合で、移住支援金の申請日から1年以内にその要件を満たす職を辞したとき：全額
 - (5) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

香川県及びさぬき市は、さぬき市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の実施に際して取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及びさぬき市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村その他の関係機関に提供し、又は確認する場合があります。